

国総公情第 1 3 7 号
令和 7 年 3 月 1 1 日

内閣総理大臣 宛て

国土交通大臣

公文書等の管理に関する法律第10条第 3 項の同意について（協議）

国土交通省行政文書管理規則を別添のとおり変更したいので、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第10条第 3 項の規定に基づき、同意を求めます。

○国土交通省訓令第 号

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 月 日

国土交通大臣 中野 洋昌

国土交通省行政文書管理規則の一部を改正する訓令

国土交通省行政文書管理規則（平成 2 3 年国土交通省訓令第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第 1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年 ・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)（略）		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0 年） ・官報 ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年 ・官報 ・公布裁可書（御署名原本）

改正前

別表第 1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の 類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例
法令の制定又は改廃及びその経緯				
1	法律の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年 ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
		(7)（略）		
2	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（二の項ニ）	2 0 年（保存期間満了時の措置を廃棄の措置と定めた文書（経済協力関係等で定型化し、重要性がないもの）については 3 0 年） ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）
3	政令の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(5)（略）		
		(6)官報公示その他の公布	官報公示に関する文書その他の公布に関する文書（一の項ト）	2 0 年 ・官報の写し ・公布裁可書（御署名原本）

	の経緯	ト)		本)		
		(7) (略)				
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)				
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト)	20年	・官報	
		(5) (略)				
5～13 (略)						
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)	⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ)	10年	・官報
		(2) (略)				
15～26 (略)						
備考 (略)						

	の経緯	布	ト)	本)		
		(7) (略)				
4	省令その他の規則の制定又は改廃及びその経緯	(1)～(3) (略)				
		(4)官報公示	官報公示に関する文書（一の項ト)	20年	・官報の写し	
		(5) (略)				
5～13 (略)						
その他の事項						
14	告示、訓令及び通達の制定又は改廃及びその経緯	(1) 告示の立案の検討その他の重要な経緯（1の項から13の項までに掲げるものを除く。）	①～④ (略)	⑤官報公示に関する文書（二十の項ハ)	10年	・官報の写し
		(2) (略)				
15～26 (略)						
備考 (略)						

附 則

この訓令は、官報の発行に関する法律（令和5年法律第85号）の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。